

平成20年4月1日
国官總第810号
国官技第322号
国總政第105号

省内関係局長 あて

国土交通事務次官

公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの策定について

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会资本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めしていく必要がある。公共事業の計画に関して国民の理解を得るためにには、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要である。このため、今般、別添のとおり「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定したので、通知する。

貴職におかれでは、本通知の趣旨を十分に踏まえ、所管事業を対象に、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ適切な社会资本整備の推進を図るよう努められたい。

なお、公共事業の構想段階における住民参加手続きの取り組みについては、これまで「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」(平成15年6月30日)に基づき実施することとしてきたところであるが、本ガイドラインは、このガイドラインの趣旨を盛り込んで策定しているため、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインについて」(平成15年6月30日国官技第85号、国官總第178号、国總政第53号)は廃止する。

平成20年4月1日
国官總第810号
国官技第322号
国總政第105号

北海道開発局長
各地方整備局長
各地方運輸局長
各地方航空局長
各地方交通管制部長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通事務次官

公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの策定について

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会资本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めいく必要がある。公共事業の計画に関して国民の理解を得るために、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要である。このため、今般、別添のとおり「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定したので、通知する。

貴職におかれでは、本通知の趣旨を十分に踏まえ、貴局管内の所管事業を対象に、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ適切な社会资本整備の推進を図るよう努められたい。

なお、公共事業の構想段階における住民参加手続きの取り組みについては、これまで「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」（平成15年6月30日）に基づき実施することとしてきたところであるが、本ガイドラインは、このガイドラインの趣旨を盛り込んで策定しているため、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドラインについて」（平成15年6月30日国官技第85号、国官總第178号、国總政第53号）は廃止する。

平成20年4月1日
国官総第810号
国官技第322号
国総政第105号

都道府県知事 あて

国土交通事務次官

公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの策定について

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会资本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めていく必要がある。公共事業の計画に関して国民の理解を得るために、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要である。このため、今般、別添のとおり「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定したので、参考までに送付します。

また、貴管下市町村に対しても、本通知を周知頂くようお願いします。

平成20年4月1日
国官総第810号
国官技第322号
国總政第105号

省内各部局長
政令指定都市町
その他関係機関の長

国土交通事務次官

公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの策定について

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会資本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めいく必要がある。公共事業の計画に関して国民の理解を得るために、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要である。このため、今般、別添のとおり「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定したので、参考までに送付します。